

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第二段階）（施行規則、保安規定審査基準及び経過措置等のうち実用発電用原子炉施設関係以外）に対する意見募集の結果について

令和 2 年 2 月 5 日
原子力規制委員会

1. 概要

事業者検査その他手続等に関する規則（研開炉、試験炉、船舶炉、製錬、加工、貯蔵、再処理、一種埋設、二種埋設、廃棄物管理、核燃料使用（施行規則、許可基準規則）、核原料使用、外廃棄、外運搬、クリアランス（製錬等、試験炉等））、保安規定審査基準（研開炉、試験炉、加工、貯蔵、再処理、二種埋設、廃棄物管理、使用、廃止試験炉及び経過措置等について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年 9 月 26 日から同年 10 月 25 日まで（30 日間）

対 象： 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 一部改正案

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 一部改正案

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 一部改正案

核燃料物質の加工の事業に関する規則 一部改正案

使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 一部改正案

使用済燃料の再処理の事業に関する規則 一部改正案

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 一部改正案

核燃料物質の使用等に関する規則 一部改正案

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 一部改正案

核原料物質の使用に関する規則 一部改正案

核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 一部

改正案

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 一部

改正案

製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則 一部改正案

試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則 一部改正案

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 一部改正案

加工施設における保安規定の審査基準 一部改正案

使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準 一部改正案

再処理施設における保安規定の審査基準 一部改正案

第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準 一部改正案

廃棄物管理施設における保安規定の審査基準 一部改正案

使用施設等における保安規定の審査基準 一部改正案

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案

経過措置等（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：35 件*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり 144 件。

提出意見とこれに対する考え方

1-1. 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	第78条について 「ロ 火山現象による影響」は実用炉のみの要求事項であり、規制委員会において特段の議論が行われていないことから、削除すべき。	御指摘のとおり、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）のみに要求する事項であることから、削除することとします。
2	第121条関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第40条の2と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。	御指摘を踏まえ、旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。

1-2. 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>(新)第1条の3第1項第2号ハ(1)ii「燃料体の最高燃焼度」との記載については、(旧)第1条の3第1項第2号ハ(2)vの記載場所が変更となっただけであり、新法施行後に直ちに設置変更許可申請を行う必要は無く、次回設置変更申請の時に適正化すれば足りると理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。 なお、御意見の「記載の適正化」の時期については、施行後の原子炉設置(変更)許可申請に併せて実施するなど、なるべく早期に行うことが望ましいと考えます。</p>
2	<p>第一条の三二 <コメント内容> 「十一～体制の整備に備に関する説明書」は「十一～体制の整備に関する説明書」ではないでしょうか。(「備に」を削除)</p>	<p>御指摘のとおり修正します。 なお、御指摘の内容は、第2条第2項第11号に当たるものです。</p>
3	<p>試験炉規則第二条の二で定める「設計及び工事の計画の認可を要しない工事等」ですが、認可を要するか否かは個別に原子力規制庁担当部局が判断するということでしょうか。クライテリアが不明確なため分かりません。また、判断結果については、他の原子炉施設との公平を期す(同様の設備であるにも関わらず、ある原子炉施設では認可は不要だが、別の原子炉施設では要となることを防止する)ため、原子力規制庁が該当する工事等をリストにして、要否の理由とともに事業者に公開していただけるのでしょうか。</p>	<p>第2条の2第1項及び第3項については、第3条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事又は場合以外の場合と規定しています。 また、第2条の2第2項については、現行の第3条の2の2の規定と同一であり、認可の要否は従前どおり個別に判断を行うこととなりますが、例えば、液体廃棄物の廃棄施設である排水管の配置の変更は届出の対象となります。 透明性及び公平性を確保するため、届出があった変更については原子力規制委員会ウェブページにおいて公開することとしています。加えて、許認可の運用に関し、委員会決定文書や原子力規制委員会ウェブページにおいて公開している過去の事例から判断が難しい場合等は、設置者からの行政相談により個別に対応することとしています。</p>
4	<p>今般改正により原子炉等規制法におけるQMSについては、品質管理に必要な体制の整備に関する事項が許可事項となり、工事の着手前に認可される保安規定において品質マネジメントシステムに関することが認可事項となっている。さらに、原子炉等規制法におけるQMSの基準は「品質管理基準規則」に統一されていることから、原子炉施設の設置又は変更の工事に係る品質マネジメントシステムは、工事の着手前に保安規定において明確となっている。このため、設計及び工事の計画の認可において個別に認可する品質マネジメントシステムに関する事項は無いと考えられる。 よって、(新)試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条第1項第5号の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」は不要と思われる。</p>	<p>第3条第1項第5号に規定する設計及び工事に係る品質マネジメントシステムは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を確認するために提出を求めるものであることから、原案のとおりとします。詳細については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイドを参照ください。</p>
5	<p>(新)第3条の2の4第2項の「存続する期間」とは、「廃止措置計画の認可まで」又は「廃止措置の終了確認まで」のどちらか。(加工施設、再処理施設等</p>	<p>存続する期間とは、廃止措置の終了確認までの期間を指します。</p>

	も同様)	
6	(新)第3条の8第5項第2号の「試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地」の後に「(船舶にあつては、その船舶の名称)」が必要ではないか。	御指摘のとおり修正します。
7	第三条の十二 〈コメント内容〉 定期事業者検査の報告は、本条で開始しようとするときとあるが、法第二十九第三項には、終了後と記載がある、どちらが正しいか教示をお願いします。 *1・・・「法」は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」のことを言う。	法第29条第3項において、「定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるとき」と規定しており、本規則第3条の12第2項において、定期事業者検査が終了したときに加えて、定期事業者検査を開始しようとするときを規定しています。
8	(新)第6条第1項の表のうち「五 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称」は「五 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称」ではないか。	御指摘のとおり修正します。 なお、第5号ではなく第9号として規定します。
9	第六条次の表 〈コメント内容〉 「五 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称」の使用施設等は、試験研究用等原子炉施設に変更すべきではないか。	上記8で示したとおり修正します。
10	(新)試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第6条第1項第1号ロ号において保存期間が解体又は廃棄をした後5年となっているが、廃止措置の確認が終了した場合、設置者では無くなるため、保存の責務はなくなるのでは無いか。除外規定を設けていただきたい。	本規定は、改造工事などに伴う施設の一部の解体又は廃棄を主に対象としたものであり、現行の実用炉規則第67条第1項の表第1号ニの規定を参考として規定したものです。 なお、法第34条及び第43条の3の3に規定するとおり、記録の義務を有する者は試験研究用等原子炉設置者及び旧試験研究用等原子炉設置者等であり、廃止措置の終了の確認を受けた者には記録の義務はありません。
11	第六条次の表 〈コメント内容〉 「十一 品質管理規則第三条第三項」が品質管理規則自体に記載がないので、誤記かどうか、教示をお願いします。	パブリックコメント版では、「十一 品質管理基準規則第四条第三項」と規定しており、誤記はありませんので、原案のとおりとします。
12	実用発電炉規則の当該条文(第81条第2項)と同様の記載で、第9条第2項に「長期施設管理方針」とあるが、それを呼び出している次条(第9条の2)の第1項及び第2項に「長期施設管理方針」はなく、その次の(第9条の2)第3項で初めて定義されている。その第3項では「前二項の施設管理に関する方針(以下「長期施設管理方針」という。）」とあるとおり、第1項又は第2項にて「・・・施設管理に関する方針(以下「長期施設管理方針」という。）」と定義すればよいのではないか。(定義が現れる順番が逆転及び分散しており、分かりにくい。併せて、再処理規則の当該条文(第11条の2)の修正提	本規定は、第1項及び第2項に規定する施設管理に関する方針の対象期間がそれぞれ異なるために第3項においてそれらの総称として略称を置いているものであることから、原案のとおりとします。

	案も参照していただきたい。)	
1 3	試験炉規則第十条第 1 項第 1 号に「設計想定事象に係る又は多量の放射性物質等を放出する事故試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画」とありますが、「設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画」の誤植ではないでしょうか。	御指摘を踏まえ、「設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画」に修正します。
1 4	第十一条 〈コメント内容〉 廃止措置中の施設における運転の範囲・定義はどこまでか、教示ください。	第 11 条は、供用期間中の試験研究用等原子炉の運転に対する要求を規定したものであり、廃止措置中の施設を対象としたものではありません。
1 5	第十五条 2 項 〈コメント内容〉 「七」の運転および利用は、廃止措置ではないでしょうか。	第 15 条第 2 項第 7 号は、廃止措置中の原子炉施設の保安及び保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置等に係る要求を規定したものです。御指摘の「運転及び利用」は、廃止措置中の原子炉施設の保安のために必要な設備の運転及び利用を意味しており、誤記ではありません。 よって、原案のとおりとします。
1 6	第十五条 2 項 〈コメント内容〉 保安規定に記載すべき内容に対して、 グレーテッドアプローチを考慮し、記載内容の選択をすることはできないか、 教示ください。	第 15 条第 2 項各号に定める事項は、廃止措置計画に定める廃止措置を確実に実施するため、いずれも保安規定に記載する必要がありますが、これらの事項の選択や省略はできません。 なお、これらの事項の実施の程度については、廃止措置の進捗状況に応じて変更可能ですが、その内容は保安規定に定める必要がありますが、その妥当性について審査で確認をすることとなります。
1 7	第十六条の五の二 〈コメント内容〉 第十六条の六を反映して、廃止措置実施方針の十一を性能維持施設と記載を統一したほうがよいかと、考えます。	御指摘を踏まえ、第 16 条の 5 の 2 において性能維持施設を定義することとし、第 3 条の 7 及び第 16 条の 6 を修正します。なお、他の規則についても同様に修正することとします。
1 8	今般改正により原子炉等規制法における QMS については、品質管理に必要な体制の整備に関する事項が許可事項となり、廃止措置計画の認可日までに認可される保安規定において品質マネジメントシステムに関することが認可事項となっている。さらに、原子炉等規制法における QMS の基準は「品質管理基準規則」に統一されていることから、原子炉施設の廃止措置に係る品質マネジメントシステムは、保安規定において明確となっている。 このため、廃止措置計画の認可において保安規定の記載事項とは別に認可する品質マネジメントシステムに関する事項は無いと考えている。 よって、(新)試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 16 条の 6 第 1 項第 12 号の「廃止措置に係る品質マネジメントシステム」は不要と思われる。	第 16 条の 6 第 1 項第 12 号に規定する廃止措置に係る品質マネジメントシステムは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること及び当該品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていることを確認するために提出を求めるものであることから、原案のとおりとします。 なお、詳細については、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準を参照ください。

19	<p>第16条の13の2関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、試験炉則第3条の7と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>
20	<p>試験研究用原子炉施設の設置許可証に、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を記載すること、また、添付書類にはその説明書を付けることとなりましたが、その届出は平成29年4月14日に公布された「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」の施行日を令和2年4月1日と想定すると、その施行日の3ヶ月以内とされています。</p> <p>一方、経過措置等（案）では同様の品質マネジメントシステムを新たに加える保安規定並びに廃止措置計画の届出はその施行日の6ヶ月以内とされています。</p> <p>これら設置許可証、保安規定並びに廃止措置計画について、経過措置における品質マネジメントシステムの届出期限が異なること、また三ヶ月間の違いがあることの方や理由について、また、これらの経過措置の期間設定の方や理由について教えていただきたく願います。</p>	<p>改正法の附則において、施行日から3ヶ月以内に品質管理に必要な体制の整備に関する事項について届け出ること及び施行日から6ヶ月以内に保安規定の変更認可申請を行うことを求めています。</p> <p>廃止措置計画の変更認可申請については、保安規定の変更認可申請と同様に施行日から6ヶ月以内に申請を行うことを求めることとしていますが、これらの申請は品質管理に必要な体制の整備に関する事項についての届出を踏まえて行うことが必要であることから、その準備に要する期間を考慮して定めているものです。</p>

1-3. 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	第34条の2関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第11条の2と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。	御指摘を踏まえ、旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。

1-4. 核燃料物質の加工の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第3条の2第1項 <内容> 実用炉では、設計及び工事の計画の認可を要する変更の工事として、実用炉規則第8条第1項にて別表第一の中欄に掲げる工事をあげている。別表第一の中欄に掲げる工事について、「工事の方法の変更を伴うもの」は該当し、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴うもの」は該当しない。</p> <p>加工施設においても実用炉と同様に扱うべきであり、第3条の2第1項「次条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」と記載されている文章のうち「又は第5号」の記載(文言)は削除されるべきではないか。(6.と関連)</p>	<p>御指摘を踏まえ、設計及び工事の計画の認可を要さない工事において品質マネジメントシステムのみを変更する場合には、設計及び工事の計画の認可を要しないこととし、「又は第5号」の文言を削除します。他の規則についても同様に修正します。</p>
2	<p>第3条の4の3第1項第6号 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときには、その内容を記載することになっているが、その際の検査の結果(第4号)他は、補修等の前後の結果他を併記するのか。</p>	<p>御理解のとおりです。例えば、容器等に溶接施工を行う工事に係る使用前事業者検査において、溶接施工後の非破壊検査等で溶接部に欠陥等が検出され、当該欠陥を除去した後、当該部分に補修のための溶接を行う場合は、補修溶接の記録及び当該補修溶接を実施した前後の検査の記録が必要となります。</p>
3	<p>第3条の4の3第1項第9号 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項を記録しないとしないが、具体的に何の管理なのか(例えば、調達管理、力量管理、等々)明確にして頂きたい。</p>	<p>原子力事業者等が使用前事業者検査に係る役務を調達する場合においては、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則第35条各号に掲げる調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備、要員の力量等の調達物品等要求事項を明確にし、管理を行う必要があります。</p>
4	<p>第3条の4の4 溶接検査を行った容器類に対しては使用前事業者検査を行ったことを示す記号等を付与しなければならないが、現物に付与するという意味か。付与の保護の程度、付与を維持する期間はどの程度か？</p>	<p>溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の記号その他表示は、必ずしも現物に刻印等で表示することを求めているものではありませんが、設備の状態や使用環境等を考慮し、現物への表示と同等に識別が可能な状態とすることが必要です。</p> <p>また、当該表示は、使用前事業者検査の結果を記録するためのものであることから、第3条の4の3第2項で規定するとおり、当該施設の存続する期間において識別が可能な状態を維持することが必要です。</p> <p>こうした考え方は、現行の溶接検査の場合と同様です。</p>
5	<p>第3条の6第2号 「加工施設を試験のために使用する場合」と記載されているが、「試験」とは具体的にどのようなものか。</p>	<p>第3条の6第2号は、同条第1号に規定する加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する場合以外の加工施設を試験のために使用する場合を規定しており、例えば、非常用照明設備のバックアップ電源として非常用発電設備が設置される場</p>

		合において当該設備の性能等を確認する試験が該当します。
6	<p>第3条の6 <内容> 上記1.にあわせて、設計及び工事の計画の認可手続きを受けた使用前確認において、使用前確認を要しない場合を定める第3条の6第5号「第3条の2の2第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」とある「又は第5号」は削除されるべきではないか。</p>	<p>上記1で示した考え方とおり、修正します。</p>
7	<p>現行の「核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十一第一号、第二号」において溶接検査を要しない場合の規定があるが、本案では示されていないが、現行の規定を準用することによいか。</p>	<p>改正法により、現行の溶接検査は使用前事業者検査に移行します。その際、現行規則に規定する溶接検査を要しない場合については、加工施設の技術基準解釈に規定する「主要な溶接部」に該当しないため、技術基準の適合性を使用前事業者検査において確認する必要はありません。</p> <p>なお、溶接に係る使用前事業者検査を行った旨を表示すべき容器等を規定した第3条の4の4について、主要な溶接部を有するものに限定するよう修正し、他の規則についても同様に修正します。</p>
8	<p>第7条第1項1ロ 施設管理の実施の都度、施設管理の実施状況及びその担当者の氏名を記録することとあるが、設計や工事における施設管理の実施の都度とは、具体的に何か。また、担当者（設計者、工事者）は全ての従事者を記録せよとの意味か。</p> <p>第7条の4において、「加工事業者は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、・・・」と記載があることを踏まえた質問。</p>	<p>前段の記録すべき施設管理の実施については、第7条の4第1項第4号に規定する「施設管理実施計画」に含まれるものであり、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を参照し、事業者自らが判断し規定することが求められます。</p> <p>後段の担当者とは、実施した施設管理の責任者を指しますが、その範囲は工事及び設計等の規模や内容に応じて事業者が適切に判断することが求められます。</p>
9	<p>第7条の4 本項において保全は「設計」、「工事」、「巡視」、「点検」、「検査」、その他の施設の管理に関し、実施する措置によって行われると解釈できる。</p> <p>一方、保安のための措置等に係る運用ガイドでは、「4. 施設管理」において施設管理全般を保全活動を定義しており、混乱を生じるために、保全の定義を明確にして頂きたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、保安のための措置等に係る運用ガイドの「施設管理」の定義を事業規則と整合するよう修正しました。</p>
10	<p>第7条の4第4項ハ 加工施設の巡視について、保全のために実施するものに限るとあるが、実務上、加工設備の操作に係わる巡視と兼ねても良いか。</p>	<p>「施設の保全のために実施するものに限る。」とは、要求する範囲を法第21条の2第1項第1号に規定する加工施設の保全に限定するための規定ですので、加工施設の保全に必要な措置が講じられていれば良く、実態として同項第2号に規定する加工設備の操作に係る措置と同時に実施することを妨げるもので</p>

		はありません。
1 1	<p>第 8 条</p> <p>工事の段階の施設に対しては、核燃料物質の取扱等に関する記載は不要である。</p> <p>核燃料物質を取り扱う項目に関しては、核燃料物質を取り扱う前に定めるても問題がないことについて記載頂きたい。</p>	<p>御意見のとおり、保安規定の記載事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で決めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、保安規定の審査においては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより災害の防止上支障がないことを確認することとしています。詳細については、保安規定の審査基準を参照してください。</p>
1 2	<p>第八条第一項第一号</p> <p><内容></p> <p>保安規定に定める事項として、これまで第二号にあった「安全文化を醸成するための体制」は、今回の改正で「品質マネジメントに関すること」と統合され、重複を避ける意味から削除されるものと理解している。そういう意味では、第一号の「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」も同様と考えられ、そうであれば「安全文化の醸成」と同様削除した方が適切と考える。</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。</p> <p>したがって、本規定については原案のとおりとします。</p>
1 3	<p>第 9 条の 13 関係</p> <p>「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第 3 条の 8 と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>

1-5. 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第四条第一項三号 第四条第一項三号は略となっているが、この条文で記載されている「・・・工事の方法」の「方法」は「計画」に変更になると考えて良いか確認したい。</p>	<p>第3号の「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法」について変更はありません。 法改正により、法第43条の8第1項の「設計及び工事の方法」が「設計及び工事の方法その他の工事の計画」に改正されました。これは、従来、使用前検査の申請時に工事工程表の提出を求めていたところ、法改正により原子力規制委員会が実施する使用前検査が事業者が実施する使用前事業者検査に移行することに伴い、設計及び工事の方法の認可の際においても品質管理の方法として工事工程を踏まえた検査時期の設定について確認を行うことを求めることとしたためであり、第4号の工事工程表が工事の計画を示す申請事項となります。</p>
2	<p>第四条第一項第三号 実用炉規則第九条第一項二号で要求している「工事計画」が、貯蔵規則の第四条には記載が無い（要求されていない）。貯蔵規則の第四条で「工事計画」の要求が無いにも関わらず、第四条のタイトルを「設計及び工事の方法」から「設計及び工事の計画」に変更する意図（理由）を教えてください。</p>	<p>上記1の考え方を参照してください。</p>
3	<p>第四条第一項第五号 第四条第一項第五号で記載要求のある「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」があるが、具体的な方法・手順を申請書本文に申請する都度同じ内容を記載する必要が有るか確認したい。 （第四条第二項で添付書類に品質マネジメントシステムが呼び込まれていないため、設工認本文に従来の品質管理の方法も記載する必要が有ると思われるため。） また、第五条第一項第五号でも記載の要求があるので、変更申請の都度、申請書の本文に同じ内容の品質マネジメントシステムの説明を記載しなければならないような要求は不合理であるため、変更が無い場合は記載を省略できることを解釈等に明記して頂きたい。</p>	<p>第4条第1項第5号及び第5条第1項第5号に規定する設計及び工事に係る品質マネジメントシステムは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を確認するために提出を求めるものです。 したがって、認可又は変更認可の申請の都度記載する必要があるので、原案のとおりとします。詳細については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイドを参照ください。</p>
4	<p>第四条第二項 第四条第二項において、旧記載では「設計及び管理に係る品質管理の方法」の添付が記載されていたが、新記載では実用炉規則第九条第三項に要求のある『「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」を説明した書類の添付』に相当する要求が無い。貯蔵事業規則としては、設工認の添付書類に『「品質マネジメントシステム」の説明』は不要という理解で良いか確認したい（第五条について同様）。</p>	<p>本条では、設計及び工事の計画が許可を受けたところによるものであることを説明した書類を求めており、品質マネジメントシステムについて説明した添付書類が必要となります。</p>

5	第六条の二第一項第一の「使用前事業者検査」はどのような条件の場合必要となるのか確認したい（旧貯蔵規則第八条には使用前検査が必要となる条件が記載されていたため）。	法第 43 条の 9 第 1 項に基づき、使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事全般が使用前事業者検査の対象となります。
6	第六条の二第一項第一～三号の「十分な方法」の基準（定義）は何か確認したい。	原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドのⅡ. 1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施に記載する「十分な方法」を参照してください。
7	第六条の三第一項第十一号の「検査に係る教育訓練に関する事項」の「教育訓練」とは何か確認したい（検査に係る要員の資格、検査の実施要領書についての教育が考えられるが、両方か？）。	検査に係る教育訓練に関する事項は、使用前事業者検査に従事する要員の力量を客観的に確認することができるように、要員の力量を評価した記録や要員に対して実施した教育訓練の記録等を求めるものです。
8	第 32 条第 2 号関係 設計想定事象に係る教育及び訓練の頻度については、他の規則と横並びをとり、「毎年一回以上定期的に」を「定期的に」と修正すべきではないか？	御意見のとおり修正します。
9	第三十三条第 1 項の三 ハ 条文内において「異状」という文言が使用されているが、一般的に使用される「異常」を用いない意図を確認したい。特段の理由がない場合は「異常」に修正していただきたい。	異状とは、異常とは言えないまでも通常の状態とは異なる状態であることを指しており、異常とは使い分けていることから、本記載は、原案のとおりとします。
10	第 43 条の 12 の 2 関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、貯蔵則第 11 条と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。	御指摘を踏まえ、旧使用済燃料貯蔵事業者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。

1-6. 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第1条の2第2項第11号（「改正前」欄に記載）について、同11号は現行規則に記載がないため、以下のとおり修正すべきである。</p> <p>（昭和54年12月26日に改正公布（官報第15882号）により、「第一条の2第1項、第2項（第1号～第10号）、第3項」が追加され、その後改正されていない。）</p> <p>（現 状）： 改正前 十一〔同上〕 改正後 十二〔略〕</p> <p>（修正案）： 改正前（空欄（削除）） 改正後（空欄（削除））</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第4号）の制定に伴い第11号が追加されましたので、本記載は、原案のとおりとします。</p>
2	<p>・意見／理由 <該当箇所> 3頁 10行目 <内容> 第1条の2第4項（「改正前」欄に記載）について、同4項は、現行規則に記載がないため、追加するのであれば、以下のとおり修正すべきである。</p> <p>（昭和54年12月26日に改正公布（官報第15882号）により、「第一条の2第1項、第2項（第1号～第10号）、第3項」が追加され、その後改正されていない。）</p> <p>（現 状）： 4 法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断し・・・（略）とを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（修正案）：〔項を加える。〕</p>	<p>上記1で示した考え方を参照してください。</p>
3	<p>第1条の5 第1項 <内容> 実用炉では、設計及び工事の計画の認可を要する変更の工事として、実用炉規則第8条第1項にて別表第一の中欄に掲げる工事をあげている。別表第一の中欄に掲げる工事について、「工事の方法の変更を伴うもの」は該当し、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴うもの」は該当しない。</p> <p>再処理施設においても実用炉と同様に扱うべきであり、第1条の5第1項「次条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」と記載されている文章のうち「又は第5号」の記載（文言）は削除されるべきではないか。（5と関連）</p>	<p>御指摘を踏まえ、設計及び工事の計画の認可を要さない工事において品質マネジメントシステムのみを変更する場合には、設計及び工事の計画の認可を要しないこととし、「又は第5号」の文言を削除します。他の規則についても同様に修正します。</p>

4	<p>・第4条 <内容> 法第45条第4項（平成29年4月14日付改正公布、令和2年4月1日施行予定）において、「4 再処理事業者は、第1項ただし書きの規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。」が追加されたが、この届出に対応する再処理規則の条文が記載されていない。このため、同届出手続きを明確化するため、関連する条文を追加すべきである。 （修正案作成の例：再処理規則第4条（設計及び工事の計画の認可に係る軽微な変更の届出）或いは別に規定する。） （現案）第四条（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出） 法第四十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 （修正案）第四条（設計及び工事の計画に係る届出） 法第四十五条第四項又は第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>法第45条第4項においては「遅滞なく、その旨を」と届出の時期及び内容について規定していることから、法第44条の4第2項等と同様に、届出の時期及び内容を規則に定める必要はありません。 他方、届出書類の提出部数については改めて規定する必要があることから、第21条の2を改正し、「第45条第4項」を追加することとし、他の規則についても同様に修正を行います。</p>
5	<p>第6条 <内容> 上記3にあわせて、設計及び工事の計画の認可手続きを受けた使用前確認において、使用前確認を要しない場合を定める第6条第5号「第2条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」「又は第5号」は削除されるべきではないか。</p>	<p>上記3で示した考え方のとおり、修正します。</p>
6	<p>現行の「使用済燃料の再処理の事業に関する規則の第七条の五第一号、第二号」において溶接検査を要しない場合の規定があるが、本案では示されていないが、現行の規定を準用することによいか。</p>	<p>改正法により、現行の溶接検査は使用前事業者検査に移行します。その際、現行規則に規定する溶接検査を要しない場合については、再処理施設の技術基準解釈に規定する「主要な溶接部」に該当しないため、技術基準の適合性を使用前事業者検査において確認する必要はありません。 なお、溶接に係る使用前事業者検査を行った旨を表示すべき容器等を規定した第4条の4について、主要な溶接部を有するものに限定するよう修正し、他の規則についても同様に修正します。</p>
7	<p>実用発電炉規則の当該条文（第81条第2項）と同様の記載で、第11条第2項に「長期施設管理方針」とあるが、それを呼び出している次条（第11条の2）の第1項及び第2項に「長期施設管理方針」はなく、その次の（第11条の2）第3項で初めて定義されている。その第3項の括弧内で呼び出している第17条第1項第17号においても「長期施設管理方針」と記載しており、</p>	<p>本規定は、第1項及び第2項に規定する施設管理に関する方針の対象期間がそれぞれ異なるために第3項においてそれらの総称として略称を置いているものであることから、原案のとおりとします。 なお、御指摘の修正案については、略称が1回のみ用いられ</p>

	<p>以下のとおり、修正すればよいのではないか。(定義が現れる順番が逆転及び分散しており、分かりにくい。併せて、試験炉規則の当該条文(第9条の2)の修正提案も参照していただきたい。)</p> <p>(現 状)：3 再処理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針(第十七条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。)を変更しなければならない。</p> <p>(修正案)：3 再処理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針(以下「長期施設管理方針」という。)を変更しなければならない。</p>	<p>ているため、「以下」ではなく、「第17条第1項第17号」と特定して規定しているものです。</p>
8	<p>第十七条 第一項 第一号 <内容> 保安規定に定める事項として、これまで第二号にあった「安全文化を醸成するための体制」は、今回の改正で「品質マネジメントに関すること」と統合され、重複を避ける意味から削除されるものと理解している。そういう意味では、第一号の「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」も同様と考えられ、そうであれば「安全文化の醸成」と同様削除した方が適切と考える。</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制(特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること)が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。</p> <p>したがって、本規定については原案のとおりとします。</p>
9	<p>第19条の15 関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第7条の8と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>

1-7. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第 58 条の 2 第 2 号関係 設計想定事象に係る教育及び訓練の頻度については、他の規則と横並びをとり、「毎年一回以上定期的に」を「定期的に」と修正すべきではないか？</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
2	<p>第 88 条の 2 関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、一種埋則第 25 条と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象附属施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>

1-8. 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第1条の二 新たに「設計想定事象」が定義されましたが、「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」には「設計想定事象」の定義はない。「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」との整合性に対する考え方を示していただきたい。また、「設計想定事象」としてイ、ロ及びハで定義される事象となった考え方を示していただきたい。</p>	<p>前段については、令和元年原子力規制委員会規則第5号による改正後の第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「許可基準規則」という。）第2条第2項第2号に安全機能を有する施設が規定されたことを踏まえ、以下のとおり「設計想定事象」の定義を追記します。</p> <p>十五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号）第二条第二項第二号に規定する安全機能を有する施設の設計において発生を想定しているものをいう。</p> <p>また、後段については、実用炉則第2条第2項第11号に規定する「設計想定事象」に整合させ規定したものです。</p>
2	<p>新たに第一条の二第2項第十五号として、「設計想定事象」の定義が追加されましたが、“廃棄物埋設施設の設計”と記載されていることから、廃棄物埋設施設に対する全ての設計と解釈されます。</p> <p>一方で、本規則と同時に意見募集を行っている他の規則、例えば、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」における「設計想定事象」の定義では、“発電用原子炉施設の設計”ではなく、“設計基準対象施設の設計”又は“重大事故等対処施設の設計”である旨の記載がされており、設計の対象が施設の安全性を確保する上で重要なものが対象となつていきます。</p> <p>このことから、本規則では“廃棄物埋設施設の設計”は、“安全機能を有する施設（廃棄物埋設施設のうち安全機能を有するもの）の設計”を指すものであると推察しますので、“廃棄物埋設施設の設計”との記載は誤記ではないかと考えます。修正案を以下に示します。</p> <p>→十五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、安全機能を有する施設（廃棄物埋設施設のうち安全機能を有するもの）の設計において発生を想定しているものをいう。</p>	<p>上記1の考え方を参照してください。</p>
3	<p>第4条第1項に新たに第四号として、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請書に「廃棄物埋設施設に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」を添付することが追加されましたが、“廃棄物埋設施設に係る品質マネジメントシステム”とすると、対象が限定されていないため、廃棄物埋設施設に係る全ての品質マネジメントシステムになると解釈されますが、本条項は、第二種廃棄物埋設に関する確認の申請に係る条項であり、範</p>	<p>御認識のとおり、本条項は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請に係る条項であり、廃棄物埋設施設に係る全ての品質マネジメントシステムに関する説明書を求めているものではなく、当該確認の申請に係る品質マネジメントシステムに関する説明書を求めています。</p> <p>御指摘を踏まえ、「廃棄物埋設施設等に係る品質マネジメント</p>

	<p>囲が限定されたものです。</p> <p>このことから、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請書に添付する書類は「廃棄物埋設施設の確認に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」など、対象とする品質マネジメントシステムを限定するのが適切かと考えます。</p>	システムに関する説明書」に修正します。
4	<p>【意見】</p> <p>第六条1項7号に、「許可を受けたところによる・・・」とある。改正前は「許可に係る申請書及び許可の際に付された条件(「申請書等」)」とされていたが、「許可を受けたところ」は、付された条件を含むという理解で良いか。</p> <p>【理由】</p> <p>後段の廃棄物埋設確認に際しての対象範囲にかかわるため。</p>	御理解のとおりです。
5	<p>第7条第2項についてのコメントです。</p> <p>埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請においてコンクリート等廃棄物を埋設する場合は、第一号及び第四号から第六号の書類を添付することが定められているが、第五号の書類については、廃棄体に係る説明書であるため、コンクリート等廃棄物は対象外であると考えられる。</p> <p>従来規則においてもコンクリート等廃棄物に必要な書類としては定められておらず誤記と思われるため、以下のとおり修正すべきと考える。</p> <p><修正案></p> <p>2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号及び第六号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>御指摘及び令和元年原子力規制委員会規則第5号による改正を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修文】</p> <p>第7条</p> <p>2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号、第七号及び第八号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>
6	<p>・第7条第2項について</p> <p>新たに第六号として、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請書に「埋設しようとする放射性廃棄物に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」を添付することが追加されましたが、“埋設しようとする放射性廃棄物に係る品質マネジメントシステム”とすると、対象が限定されていないため、埋設しようとする放射性廃棄物に係る全ての品質マネジメントシステムになると解釈されますが、本条項は、埋設しようとする放射性廃棄物に関する確認の申請に係る条項であり、範囲が限定されたものです。</p> <p>このことから、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請書は「埋設しようとする放射性廃棄物等の確認に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」など、対象とする品質マネジメントシステムを限定するのが適切かと考えます。</p>	<p>御認識のとおり、本条項は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請に係る条項であり、廃棄物埋設施設に係る全ての品質マネジメントシステムに関する説明書を求めているものではなく、当該確認の申請に係る品質マネジメントシステムに関する説明書を求めています。</p> <p>御指摘を踏まえ、「放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に修正します。</p>

7	<p>第八条の二 「埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書」が削除されるのは、今後は「個別検査項目に係る検査ガイド」で対応するためとの解釈でよいか。</p>	<p>御理解のとおりであり、詳細については、令和2年3月中の策定を予定している「廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド(廃棄物確認)」において定めることとされています。</p>
8	<p>・第9条 “第四条第一項の規定による申請に係る廃棄物埋設施設に関する保安のための措置”と“第七条第一項の規定による申請に係る埋設しようとする放射性廃棄物に関する保安のための措置”も、第六条又は第八条の技術上の基準への適合の確認対象になっているように読めますが、第六条及び第八条には“保安のための措置”が、技術上に基準として記載されていません。 また、第四条及び第七条では“保安のための措置”が申請対象であることが明記されておりません。 これらのことから、“保安のための措置”との記載は誤記ではないかと考えます。修正案を以下に示します。 →第九条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第四条第一項又は第七条第一項の規定による申請に係る廃棄物埋設施設又は埋設しようとする放射性廃棄物が第六条又は前条の技術上の基準に適合していることについて確認(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、第二種廃棄物埋設確認証を交付する。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第4条第1項を以下のとおり修正します。</p> <p>(現行) ※本現行案は、9/25のパブリックコメント募集時の内容とは異なり、10/2の委員会決定の内容を踏まえたものです。 第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>(修正案) 第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置(以下「<u>廃棄物埋設施設等</u>」という。)に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>その上で、上記修正を踏まえて、第9条について「保安のための措置」が申請対象であることから、その点が明確になるように「第4条第1項又は第7条第1項の規定による申請に係る廃棄物埋設施設等又は放射性廃棄物等が第6条又は前条の技術上の基準に適合していること」と修正します。</p>
9	<p>第16条 ・第十六条第1項に示す「設計」、「工事」及び「検査」とは、実用炉等における設工認や定期事業者検査の要求がない第二種廃棄物埋設において具体的に何を指すのか明示いただきたい。 ・廃棄物埋設施設の保全において設計や工事に該当する場合は事業許可の変更になると考えられる。第十六条に示す要求は実用炉等と比較してリスクが低く、設工認や定期事業者検査の要求がない第二種廃棄物埋設施設に対して過剰な要求となるため、記載を削除すべきと考える。</p>	<p>施設管理については、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドのVI.施設管理を参照し、法令上の要求事項を満たす範囲内において、それぞれの原子力施設のリスクに応じて事業者自ら判断することが求められます。</p>
10	<p>・第十六条第1項第二号に示す「性能維持施設」とは附属施設の廃止措置にあたり性能を維持するための施設のことか。廃棄物埋設他の廃止措置にあたっては性能維持施設は該当しないと考えるが、想定する施設を明示いただき</p>	<p>御指摘を踏まえて、第16条第2号、第22条の6の2、第22条の7及び第22条の13における性能維持施設に係る規定を削除することとします。</p>

	たい。	
1 1	<p>・第十六条第1項第四号ロに示す「廃棄物埋設施設の設計及び工事に関する」とは具体的に何を指し、施設管理実施計画に何を定めるのか不明となっています。</p> <p>「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの制定について(案)ローマ数字6.施設管理 4.施設管理の実施に関する計画 イ.設計及び工事の計画及び実施(第4号ロ)において、設計及び工事の計画及び実施とされていることから、定めるべき内容を明確化するため以下のような記載にすべきと考えます。</p> <p>ロ 廃棄物埋設施設の設計及び工事の計画及び実施に関すること。</p>	<p>第16条第3号(上記10で示した考え方のおり、第2号を削除することにより、第4号を第3号に修正します)は「次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画」と規定しているため、各号に重ねて「計画及び実施」と規定する必要はないことから、原案のおりとしします。</p>
1 2	<p>・第十六条第1項第四号ハ及びニに示す「巡視」及び「点検等」に関して、現行の第十六条に示す「週一回以上」の頻度が削除されているが、改正後はそれぞれに対して事業者が施設管理実施計画に実施頻度及び時期を規定するという点で間違いはないか。</p> <p>上記の通りであれば、第四号ハについては定めるべき内容を明確化するため以下の記載にすべきと考えます。</p> <p>ハ 廃棄物埋設施設の巡視(廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。)の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p>	<p>巡視及び点検等については、その行為の性質上、実施頻度及び時期が含まれており、事業者自らが施設管理実施計画に基づきこれらを定めることになるため、原案のおりとしします。</p> <p>なお、実施頻度及び時期の設定にあたっては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドのVI.4.ウ.巡視の計画及び実施及びエ.点検等の計画及び実施を参照してください。</p>
1 3	<p>「第16条」では、施設管理計画に定める内容として、廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区分を含めた施設の点検等の方法、実施頻度及び時期が挙げられているが「廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区分」とは具体的にどのような状態を想定しているのか示していただきたい。</p> <p>埋設施設は、原子炉施設と異なり、廃棄物の埋設後は作業が発生しない静的な施設であり、操作中及び操作停止中の区分は適切でないと考えます。</p>	<p>廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区分とは、廃棄物の埋設に伴うクレーン設備等の操作が実施されているか否かで区分されることを想定しています。</p>
1 4	<p>本規則第十六条第1項第四号ニに示されている「廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別」とは付属施設の操作を想定して記載されているのでしょうか。本記載について何を想定して記載されているのか具体的に明示いただきたい。</p>	<p>上記13で示した考え方を参照してください。</p>
1 5	<p>・第16条</p> <p>施設管理方針及び施設管理目標について、「一定期間」ごとに評価することが規定されているが、「一定期間」を具体的に示していただきたい。また、施設管理実施計画は、前号イに規定する期間で評価することが規定されているが、前号イで規定される期間は「施設管理実施計画の始期及び期間に関する」と記載されており、評価の期間は示されておらず、具体的に評価する期間を</p>	<p>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の期間については、法令上の要求事項を満たす範囲内において、それぞれの原子力施設のリスクに応じて事業者自らの判断により設定することが求められます。</p> <p>その際、施設管理実施計画の評価の期間については、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安の</p>

	示していただきたい。	ための措置等に係る運用ガイドのVI. 4. ア. 計画の始期及び期間を参照してください。
1 6	<p>第16条 七 に「廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合」との記載がありますが、廃棄物埋設施設は静的な施設であることから「操作を相当期間停止する場合」は適さないと考えられる。</p> <p>ここで規定する「操作を相当期間停止する場合」とは、具体的に何を指すかを示していただきたい。</p> <p>また、「施設管理を行う観点から特別な状態にある場合」は、廃棄物埋設施設においてどのような状態を指すかを示していただきたい。</p>	<p>前段の操作を相当期間停止する場合とは、例えば、地震や火災の影響などで埋設の作業が実施できずに相当期間停止する場合が想定されます。</p> <p>後段の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合とは、例えば、地震や火災の影響などで施設が損壊して、放射性物質が施設の外へ放出されるおそれがある場合などが想定されます。</p>
1 7	<p>第十七条の二において、廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に関する事項が定められていますが、期間に関する記載が無いため、これらの事項が廃止措置を開始するまで求められていると考えます。</p> <p>しかし、第二種廃棄物埋設の事業では、放射性廃棄物を埋設した後は、火災を生じさせるような設備が無い状態も想定されると共に、この状態が廃止措置を開始するまで数十年から数百年間継続することが想定されます。</p> <p>このため、火災が生じない状態であっても火災に対する設備や体制等を数十年から数百年間維持することが想定され、合理的ではないと考えます。</p> <p>よって、“(設計想定事故に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置) 第十七条の二”は、廃棄物埋設施設の状態や火災発生の可能性の有無を考慮した記載にすべきではないでしょうか？</p>	<p>第17条の2に規定するとおり、許可を受けたところ又は廃止措置計画の認可を受けたところにより、施設の状況に応じた保全に関する措置を講ずることが求められます。</p> <p>火災防護に係る措置についても、火災発生の可能性など施設の状況に応じて廃止措置計画等を変更することにより合理的な措置内容とすることが可能であるため、原案のとおりとします。</p>
1 8	<p>第十七条の二第一号において「設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、」となっているが、同項のイ、ロ、ハに記載された事項は、設計想定事象ではなく、火災に関する事項である。このことから、“設計想定事象に係る”は誤記であり、“火災発生時に対する”の誤記ではないでしょうか。</p>	<p>火災に係るイからハまでに掲げる事項を含めて設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画の策定及び実施を求めるものであることから、原案のとおりとします。</p>
1 9	<p>【意見】 第十七条の二1項1号ロ～ハは、「ロ. 消防吏員への通報に関すること。ハ. 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。」について、消防法と重複しており、記載を削除すべき。</p> <p>【理由】 消防法等の要件と重複している感があり、埋設の規則としては違和感を覚えるため。</p>	<p>第23条第1号の「廃棄物埋設施設に火災が起こり、又は廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。」との規定に対応した計画の策定等を求めるものであり、原子炉等規制法において必要と判断し要求していることから、原案のとおりとします。</p>

2 0	<p>・第十七条の二第1項第二号に示す「定期に実施」とは、実用炉の重大事故等又は大規模損壊の発生時に関する教育訓練は1回/年以上とされているが、廃棄物埋施設は、重大事故や大規模損壊の発生自体を想定していないリスクの低い静的な施設である。また、想定する事象、対象期間と頻度を明示いただきたい。</p>	<p>それぞれの原子力施設のリスクに応じて事業者自らの判断により設定することが求められます。</p>
2 1	<p>・第十七条の二第1項第三号に示す「照明器具」及び「無線機器」の必要性は設計想定事象として想定する内容によって異なると思われるが、どのような事象を想定して必要な設備として挙げているのか明示いただきたい。</p>	<p>照明器具及び無線機器は、停電時や夜間等の活動の実施や緊急時の連絡手段の確保のために一般的に必要と考えられる資機材として例示しているものであり、それぞれの原子力施設の設計想定事象に応じて事業者自らが資機材を備え付けることが求められます。</p>
2 2	<p>・第十七条の二第1項第三号に示す「無線機器」は、「第二種廃棄物埋施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十五条（通信連絡設備等）において、廃棄物埋施設に異常が発生した場合に事業所内の人に対して必要な指示ができるよう、事業所に設置する「通信連絡設備等」と同一と考えられる。</p> <p>同一の対象に対して規則によって「資機材」「設備」と扱いが異なっており、また他規則において設備として設置が要求されているものに対するの二重規制となることから、削除すべきと考える。</p>	<p>本規定は、許可の際の基準である許可基準規則に基づき、許可を受けた内容により保安措置を講ずることを求めるものです。</p> <p>また、上記21の考え方のとおり、無線機器は例示であり、かつ、本規定は許可基準規則第15条に限定した規定ではないことから、原案のとおりとします。</p>
2 3	<p>【意見】 第十八条（事業所内において行われる運搬）「・・・次号の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認しなければならない。」について、確認申請した廃棄体を確認後、専用の運搬車両を使用して運搬する場合は、当日初回の運搬を始める前に措置が講じられることを確認すれば、「運搬前にこれらの実施状況を確認している」との理解で良いか。</p> <p>【理由】 既知の廃棄体、数量を同様のプロセスで構内運搬する場合は、講ずべき措置が全て実施され、表面およびa t 1 mも満足することが確認できていれば、都度確認する必要がないと考える。（考えを確認したい。合理的な操業ができないおそれがある。）</p>	<p>御理解のとおり、一日に複数回同様の運搬を行う場合には、全体の運搬を開始する前に各号に掲げる措置が講じられていることを確認することをもって、運搬前の確認とすることとします。</p>
2 4	<p>【意見】 第十八条（事業所内において行われる運搬）「・・・次号の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認しなければならない。」とあるが、七号においては「車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。」としている。</p> <p>「当該車両を徐行させる」は運搬中の確認のようにも思われるが、運搬前に実施状況を確認する場合、運転手の教育実施または速度制限の道路標識が設</p>	<p>御理解のとおり、保安のために車両を徐行させる場合には、運転手の教育実施又は速度制限の道路標識が設置されていること等の措置が講じられていることを確認することにより、運搬前の確認とすることとします。</p>

	置されていること等の措置の確認をもって、運搬前の確認とすることで良いか。 【理由】 運用管理にかかわるため、確認したい。	
25	第二十条第一項第一号 <内容> 保安規定に定める事項として、これまで第二号にあった「安全文化を醸成するための体制」は、今回の改正で「品質マネジメントに関すること」と統合され、重複を避ける意味から削除されるものと理解している。そういう意味では、第一号の「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」も同様と考えられ、そうであれば「安全文化の醸成」と同様削除した方が適切と考える。	関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。 したがって、本規定については原案のとおりとします。
26	○別紙5-10 15ページ 【意見】 第二十条（保安規定）第一項5号に「廃棄物埋設施設の管理を行う者に対する」とされているが、「放射線業務従事者」から変わった理由を教えてください。また、「管理を行う者」を定義していただきたい。 【理由】 保安教育対象者の範囲に係る事項のため、確認したい。	設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理のために施設に立ち入る者全員が「管理を行う者」に該当し、これを明確化するために改正を行うものです。

1-9. 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第3条の2 第1項 <内容> 実用炉では、設計及び工事の計画の認可を要する変更の工事として、実用炉規則第8条第1項にて別表第一の中欄に掲げる工事をあげている。別表第一の中欄に掲げる工事について、「工事の方法の変更を伴うもの」は該当し、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴うもの」は該当しない。</p> <p>特定廃棄物管理施設においても実用炉と同様に扱うべきであり、第3条の2第1項「次条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」と記載されている文章のうち「又は第5号」の記載(文言)は削除されるべきではないか。(2. と関連)</p>	<p>御指摘を踏まえ、設計及び工事の計画の認可を要さない工事において品質マネジメントシステムのみを変更する場合には、設計及び工事の計画の認可を要しないこととし、「又は第5号」の文言を削除します。他の規則についても同様に修正します。</p>
2	<p>第8条 <内容> 上記1. にあわせて、設計及び工事の計画の認可手続きを受けた使用前確認において、使用前確認を要しない場合を定める第8条第5号「第4条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」とある「又は第5号」は削除されるべきではないか。</p>	<p>上記1で示した考え方とおおり、修正します。</p>
3	<p>現行の「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」の第十四条において、溶接検査を要しない場合の規定があるが、本案では示されていないが、現行の規定を準用することでよいか。</p>	<p>改正法により、現行の溶接検査は使用前事業者検査に移行します。その際、現行規則に規定する溶接検査を要しない場合については、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準解釈に規定する「主要な溶接部」に該当しないため、技術基準の適合性を使用前事業者検査において確認する必要はありません。</p> <p>なお、溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨を表示すべき容器等を規定した第6条の4について、主要な溶接部を有するものに限定するよう修正し、他の規則についても同様に修正します。</p>
4	<p>・第31条 講じなければならない操作に関する措置として、各号に掲げるもののうち第6号「廃棄物の管理は、廃棄物管理設備本体で行うこと。」については、その他廃棄物管理設備の附属施設である”固体廃棄物の廃棄施設”での放射性廃棄物の管理※を禁じるものでないのであれば 原子炉等規制法第51条の2第1項第3号 「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設(以下「廃棄物埋設」という。)その他の最終的な</p>	<p>御指摘のとおり、修正します。</p>

	<p>処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）」 と整合を図り 第6号「廃棄物管理は、廃棄物管理設備本体で行うこと。」 に修正すべきではないか。 ※第33条（事業所内の廃棄）第1項第9号ハでは「当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。」としている。</p>	
5	<p>第31条第1項第6号に追加された「廃棄物の管理は、廃棄物管理設備本体で行うこと。」は当然のことと思われるが、追加した狙いとは何か。具体的にどのような状況をイメージしたものか。</p>	<p>使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第33条第7号(改正前の同条第8号)の規定を参考に、明確化を図ったものです。</p>
6	<p>第三十四条第一項第一号 <内容> 保安規定に定める事項として、これまで第二号にあった「安全文化を醸成するための体制」は、今回の改正で「品質マネジメントに関すること」と統合され、重複を避ける意味から削除されるものと理解している。そういう意味では、第一号の「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」も同様と考えられ、そうであれば「安全文化の醸成」と同様削除した方が適切と考える。</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。 したがって、本規定については原案のとおりとします。</p>
7	<p>第35条の15の2 関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第11条と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>

1-10. 核燃料物質の使用等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第2条第1項 コメント：「～第一条の二前条～」について、「第一条の二」と「前条」は同じことを重複して記載されているため、どちらか一方を削除されるのが適切であると思われます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「前条」を削除します。</p>
2	<p>第2条の3第1項第10号「検査記録の管理に関する事項」とは具体的にどのようなことを記載すればよいのか。「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」で明確にされたい。</p>	<p>「検査記録の管理に関する事項」とは、当該検査に関する記録類のことであり、例えば検査要領書や検査記録の一覧表などが挙げられます。詳細については「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を参照してください。</p>
3	<p>第2条の3第1項第11号「検査に係る教育訓練に関する事項」とは具体的にどのようなことか。例えば、非破壊検査の技量認定のようなものを指すのか、それとも検査を行った者に対する一般的な教育訓練を指すのか。また、「検査に係る」は「検査員に係る」が適切ではないか。「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」で明確にされたい。</p>	<p>検査に係る教育訓練に関する事項は、使用前事業者検査に従事する要員の力量を客観的に確認することができるように、要員の力量を評価した記録や要員に対して実施した教育訓練の記録等を求めるものです。</p>
4	<p>第2条の5第1項第7号において、使用前検査の確認の申請書に品質マネジメントシステムを記載することが求められている。また、同条第2項第5号では、使用前検査の確認の申請書に品質マネジメントシステムに関する説明書を添付することが求められている。これは要求事項が重複していると考えられる。他の核燃料施設に関する規則、例えば加工規則の設計及び工事の方法の認可申請では、品質マネジメントシステムを本文に記載しますが、添付書類として品質マネジメントシステムに対する要求はない。また、使用前事業者検査の確認の申請では、品質マネジメントシステムに関する要求はない。他の核燃料施設との関連も考慮すると、添付書類として品質マネジメントシステムに関する説明書を求める必要性はないと考える。</p>	<p>本規則には、設計及び工事の計画の認可の制度はありませんが、使用の許可の後段の手続である使用前確認において、設計及び工事の方法について確認を行うことから、当該工事の品質マネジメントシステムを確認するために申請書への記載及び添付書類の提出を求めているものです。</p> <p>なお、他の核燃料施設に関する規則においても、設計及び工事の計画が許可を受けたところによるものであることを説明した書類において品質マネジメントシステムに関する説明を求めています。</p> <p>申請書及び添付書類において記載する内容については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイドを参照してください。</p>
5	<p>現行の「核燃料物質の使用等に関する規則の第二条の九第一号、第二号」において溶接検査を要しない場合の規定があるが、本案では示されていないが、現行の規定を準用することでよいか。</p>	<p>改正法により、現行の溶接検査は使用前検査に移行します。その際、現行規則に規定する溶接検査を要しない場合については、使用施設等の技術基準解釈に規定する「主要な溶接部」に該当しないため、技術基準の適合性を使用前検査において確認する必要はありません。</p> <p>なお、溶接に係る使用前検査を行った旨を表示すべき容器等を規定した第2条の4について、主要な溶接部を有するものに</p>

		限定するよう修正し、他の規則についても同様に修正します。
6	第2条の11の表中の「三 操作記録」について、「安全上重要な施設（使用許可基準規則第一条第二項第四号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ニを除く。）。」とあるが、「ハを除く。」の誤りではないか。	御指摘を踏まえ、「ハを除く。」に修正します。 また、第2条の11の9の規定と整合を図るため、「（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等に係るものを除く。）」を削除します。
7	第二条の十一の三 操作記録の項目 イの記録すべき場合欄の「挿入の都度」は炉施設をイメージしますので、使用施設等にはそぐわない表現のように思います。	御指摘を踏まえ、「挿入の都度」を「使用の都度」に修正します。
8	第二条の十一の三 操作記録の項目 令41条非該当施設には安全上重要な施設がないので、イ及びロの保存期間欄に記載の（令41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、10年間）を削除し、ハの記録事項欄に記載の（令41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）をイ及びロの記録事項欄に記載してはどうか。	御指摘を踏まえ、イ、ロ及びニの規定の適用は安全上重要な施設に係るものに限定されていることから、下欄の「（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、10年間）」を削除します。 なお、上記6の前段の考え方とおおり、「ニを除く」を「ハを除く」に修正し、ハについては、安全上重要な施設であるか否かにかかわらず対象とした上で、従前どおり令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限って適用するものであることから、原案のとおりとします。
9	第二条の十一第1項第3号 ロ 「使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻」はどこまでか。設備単位の起動、停止を意味しているのか。具体的にどこまでの機器に対しての要求か。	例えば、セル・グローブボックス等の中で核燃料物質の取扱いを行った開始時刻及び終了時刻です。記録の単位とする設備等については、主に事故故障等が発生した場合に、これまでの使用状況を確認するために保存を義務化するものであり、法第52条又は法第55条に基づく申請書及びその添付書類に記載された設備が対象となります。 また、当該記録は、安全機能が喪失すると従事者等に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの等として、例えば使用済燃料を使用のために取り扱うセルであつて安全上重要な施設に該当するものにおける操作を対象としています。この場合の操作は、許可基準規則第20条の操作と同義です。 したがって、少量の燃料を使用する試験装置を含め、安全上重要な施設がない使用施設等は、当該記録義務の対象ではありません（ただし、ハの警報装置については令第41条該当施設が対象となります。）。
10	第二条の十一第1項第3号 ハ 他の規則等では「警報装置から発せられた警報の内容」の対象に『安全上重要な施設』を特記していないが、本規則だけ、新たに『安全上重要な施設』を対象としているのはどういった意図か。	上記6の前段の考え方とおおり、「ニを除く」を「ハを除く」に修正し、ハについては、従前どおり安全上重要な施設であるか否かにかかわらず対象とすることとします。
11	第二条の十一の三 操作記録の項目	上記6のとおり、「ニを除く」を「ハを除く」に修正します。

	<p>二に記載の「使用施設等の操作」とは具体的にどのような設備の操作をいうのでしょうか。少量の燃料を使用する試験装置も全て対象でしょうか。</p>	<p>また、制度上対象となる使用施設等の範囲については、上記9で示した考え方を参照してください。</p>
1 2	<p>第2条の11表第5号 コメント：保安教育の記録 イ．（保安教育の実施計画）ロ．（保安教育の実施日時及び項目）ハ．（保安教育を受けた者の氏名）の保存期間は、「（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、十年間）」と記載されておりますが、令四十一条に該当しない施設は保安規定自体の作成が要求されていないことから、それに基づく保安教育の要求もないため、「（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、十年間）」の記載は齟齬が生じていると思われるため削除すべきと考えます。（計3ヶ所）</p>	<p>保安規定を作成しない使用者（核燃料物質の使用者であつて、令41条各号に掲げる核燃料物質を使用しないもの）に対しては、使用（変更）許可の審査において、法第53条第3号（技術的能力）への適合性の観点から、保安教育を行う方針であることを確認することとしています。</p> <p>そのため、保安規定を作成するか否かに関わらず、保安教育の記録をする必要があります。</p> <p>なお、令第41条に該当しない施設に係る記録の保存期限については、現行の3年間の保存期間を維持することとし、原子力規制検査の頻度（10年ごとに1回）に合わせる改正（10年）を取りやめます。</p>
1 3	<p>第2条の12第1項第5号の「ロ 使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項、操作に必要な事項及び異状があつた場合の措置に関すること。」とあるが、追加された「ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十三号に掲げるものを除く。）」と重複しているため、「及び異状があつた場合の措置に関すること」を削除すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項」と修正します。</p>

1-1-1. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」に係るパブリックコメントにおいて、「既に容器承認を受けた兼用キャスクについて使用前検査を受ける場合には、容器承認に係る検査の内容を考慮した使用前検査を行うこととします。溶接についても、同様の考え方で実用炉規則に基づき溶接事業者検査を実施する必要があります。なお、使用前検査に合格するためには容器承認を受けておく必要がありますが、使用前検査を申請する前にあらかじめ容器承認を受けていることまでは求めていません。」との回答がありましたが、この考え方は法改正後も同様という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、容器承認を受ける前の兼用キャスクについて使用前確認を申請し確認を受ける場合であっても、並行して実施することになる容器承認に係る検査の内容を考慮した使用前確認を行っていただけるとでしょうか。</p>	<p>御理解のとおり、法改正後も、使用前確認を申請する前にあらかじめ容器承認を受けていることまでは求めていません。</p> <p>また、兼用キャスクの使用前確認は、当該確認に必要な事項を記載した申請に基づき確認をするものですが、並行して実施されている容器承認に係る検査において当該確認に必要な事項を満たす記録等があれば、これを参照することは可能です。</p>

1-1-2. 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>現在の規則では、第五条第1項第9号の「放射能濃度確認対象物の管理方法」について説明する書類が、第五条第2項第7号の「放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること」に該当します。</p> <p>今回の改正案では、第五条第1項第10号として「放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム」が追加され、第五条第2項第7号が「放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること」に変わることで、第五条第1項第10号について説明する書類が第五条第2項第7号になると考えられます。</p> <p>そうしますと、第五条第1項第9号の「放射能濃度確認対象物の管理方法」について説明する書類に該当する項目が第五条第2項に無くなってしまいます。</p> <p>第五条第1項第9号の「放射能濃度確認対象物の管理方法」について説明する書類に該当する項目を第五条第2項に追加する必要があります。</p>	<p>御指摘を踏まえ、新たに第5条第2項第7号として「放射能濃度確認対象物の管理方法に関すること。」を加え、「放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。」については新第8号として加えるよう修正します。</p> <p>これに併せて、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則第5条第2項も同様に修正します。</p>

提出意見とこれに対する考え方

2-1. 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	新旧対照表の9ページの改正後欄の12行目「Rick」は「Risk」の誤記ではないか。	御指摘のとおり、「Rick」を「Risk」に修正します。
2	28頁 16行目 <内容> 「技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、」とあるが、JAEA はそれら協議会、連絡会等には未加入であることから、現状のままの記載「技術情報を他の事業者の情報共有の場を活用し、」としてほしい。	御指摘を踏まえ、「BWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場」を「他の事業者の情報共有の場」に修正します。
3	29頁 3行目 <内容> 研開発電炉規則第87条第1項第20号「不適合発生時の情報の公開」の第2項「情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。」において、情報公開先として「原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等」としていることから、「原子力施設情報公開ライブラリー」以外の活用として、当機構のホームページによる公開も可能という理解でよいか。	御理解のとおり、当該規定は、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録以外の方法による情報の公開を妨げるものではありません。ウェブサイトでの公開等の方法を通じて、事業者自らが積極的に情報公開を行うことが期待されます。

2-2. 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	64 頁 7 行目 (別紙 7-3 試験炉規則第 15 条第 1 項第 2 号) 意見:「定められた内容が、」と「が」が重複して記載されています。	御指摘のとおり、「定められた内容が、」を「定められた内容が、」に修正します。
2	77 頁 19 行目 (別紙 7-3 試験炉規則第 15 条第 1 項第 13 号) 意見:放射性液体廃棄物では「管理目標値」、次号の放射性気体廃棄物では「放出管理目標値」となっていますが、使い分けしている理由をご教示ください。明確な理由がないのであれば、どちらかに統一した方が良いと考えます。	御指摘のとおり、「管理目標値」を「放出管理目標値」に修正します。
3	18 頁 下から 3 行目 <内容> (新)保安規定審査基準の「4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 7 条第 1 項原子力事業者防災業務計画によること」が定められていること。」について、他事業規則 (発電炉、加工施設、再処理施設等) の当該条項では「・・・第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画・・・」となっており、後者下線部「の」を追記した方がよい。(第二種廃棄物埋設施設、廃止措置段階の発電炉及び試験炉も同様) また、加工施設、再処理施設、第二種廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設、廃止措置段階の発電炉及び試験炉の当該条項の冒頭では「4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害・・・」に読点「、」がないので、「・・・その後の措置は、原子力災害・・・」に修正してはどうか。	御指摘のとおり、「第 7 条第 1 項原子力事業者防災業務計画」を「第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画」に修正します。また、「その後の措置は」を「その後の措置は、」に修正します。
4	23 頁 22 行目 <内容> (新)試験炉規則第 15 条第 1 項第 18 号 (試験研究用等原子炉施設の定期的な評価) 第 2 項の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに QMS の改善を行うこと」については、何を差しているか不明確なため、「必要に応じて保安活動及び QMS の改善を行うこと。」と修正すべきである。	御指摘の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと。」とは、保安活動について、いわゆる PDCA の一連の活動を行い、この一連の活動の結果、保安活動の改善があれば、品質マネジメントシステムに反映し、その改善を行うことを求めるものです。 本要求事項は、設置者のこうした一連の活動の結果、現状、保安活動が十分有効に機能していると判断することを否定するものではないことから、原案のとおりとします。
5	(新)試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準第 15 条第 1 項第 18 号については、10 月 4 日締切のパブコメ (案件番号 198019114) においても改正案が示されていたが、その改正内容と今回示された改正内容に異なっているため、コメントをすることが困難である。行政としてどのように運用したいのか示していただきたい。	いずれも、試験炉規則第 15 条第 1 号第 18 号 (試験研究用等原子炉施設の定期的な評価) の審査基準に関する改正案ですが、御指摘の意見募集 (案件番号 198019114) は、試験研究用等原子炉施設の定期安全レビューに係る運用ガイドの見直しに伴うものである一方、今回の意見募集は、新たな検査制度の実施に向け試験炉規則の保安のために必要な措置等を整備したことに伴うものであり、改正の趣旨や施行日が異なるため、それぞれ意見募集を実施したものです。

		御指摘の意見募集の結果は令和元年度第42回原子力規制委員会において決定されており、また今回の意見募集と内容が矛盾するものではないため、それぞれの改正の趣旨を変更しない範囲で表現を適正化します。
--	--	--

2-3. 加工施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>9 2 頁 4 行目 〈内容〉 冒頭文において「加工施設の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている」となっているが、炉規法第 2 2 条第 1 項の同様部分では「加工施設」のあとに「設置の」が記載されている。整合と取るべきではないか？</p>	<p>御指摘のとおり、「加工施設の工事に着手する前に」を「加工施設の設置の工事に着手する前に」に修正します。</p>
2	<p>1 1 頁 9 行目及び 1 3 行目 〈内容〉 改正案では、「新燃料」の運搬、貯蔵という記載になっており、加工施設の製品である集合体に限定されていると読めるが、加工施設では製品のみでなく、粉末、ペレット、燃料棒等の運搬、貯蔵も行うため、施設の安全の確保の観点からは、改正前の「核燃料物質」を用いる方が適切と考える。</p>	<p>御指摘のとおり、「新燃料」を「核燃料物質」に修正します。</p>
3	<p>11 頁 2 行目 加工規則第 8 条第 1 項第 11 号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合には臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設等が定められていること。 2. 新燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所外の外での運搬中に関するものを除く。）に定めることが定められていること。なお、この事項は、第 9 号又は第 12 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 〈内容〉 「新燃料」とは、条文の見出しに記載されているとおり「核燃料物質」を指すとの理解でよいか。 現行の加工規則上、「新燃料」についての定義はなく、ウラン濃縮工場で取り扱うのは、核燃料物質である UF6（六フッ化ウラン）のみであり、ペレットや燃料集合体（新燃料）は取扱わないため、従来のとおり「核燃料物質」として頂きたい。</p>	<p>上記 2 で示した考え方を参照してください。</p>
4	<p>1 0 4 頁 下から 5 行目 〈内容〉 緊急作業の申し出先が、「加工事業者」から「原子力防災管理者」へ変更となっているが、本来は雇用者と従業員の対比で書くべきところであり、従来のままとすべきではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、「原子力防災管理者」を「加工事業者」に修正します。</p>

2-4. 再処理施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>2 頁 10 行目 <内容> 誤記のため、以下のとおり、修正すべきである。 (現 案)「改正前」欄、「再処理規則第 17 号第 1 項第 1 号」 (修正案)「改正後」欄、「再処理規則第 17 条第 1 項第 1 号」</p>	<p>御指摘のとおり、「第 17 号」を「第 17 条」に修正します。</p>
2	<p>別紙 7-6 10 頁 改正後欄下から 7~6 行目 再処理規則第 17 条第 1 項第 10 号 1. <内容> 「放射線測定器の使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること」としているが、サーベイメータ等も含め、放射線測定器の使用方法も保安規定に記載し審査の対象とするのか。 具体的な放射線測定器の使用方法は、それぞれの放射線測定器の説明書等を参照するものではないか。</p>	<p>当該規定は、放射線の測定に係る保安活動を行う際に必要となる体制、手順等を保安規定に定めることを求めており、必ずしも、測定器の個別具体的な操作方法等を定めることを求めているものではありません。</p>
3	<p>1 2 頁 6 行目 <内容> 「再処理規則第 17 条第 1 項第 12 号」の審査基準について、他記載の整合を図るため、以下のとおり、修正してはどうか。(或いは他記載を修正) (現 状)：3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第 9 号及び第 11 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 (修正案)：3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 9 号及び第 11 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 (他の記載例) (再処理規則第 17 条第 1 項第 11 号) 2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第 9 号又は第 12 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>御指摘のとおり、「なお、」を「なお、この事項は、」に修正します。</p>
4	<p>1 3 頁 6 行目 <内容> 「再処理規則第 17 条第 1 項第 13 号」の審査基準について、「第 16 号におけ</p>	<p>御指摘を踏まえて規定の内容を精査した結果、意見募集の際に示した規則第 17 条第 1 項第 13 号の 2. の項目は、規則第 17 条第 1 項第 8 号の 2. の項目と重複していると判断としたため、</p>

<p>る施設管理」と記載しているが、第 16 号は記録及び報告であり、以下のとおり修正すべきである。また、第 17 号に修正した場合、「また書き」の放射線測定に係る号は第 10 号であり、修正すべきである。(第 8 号の記載と同様)</p> <p>(現 状)： 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 16 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>(修正案)： 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 10 号における放射線測定の管理及び放射線測定に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>以下に示す当該規定を削除します。</p> <p>【削除する規定】 再処理規則第17条第 1 項第13号 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>
---	---

2-5. 第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>(第20条第1項第8号)</p> <p>・現行の条文は「放射性気体廃棄物が発生する場合は、・・・」「放射性液体廃棄物が発生する場合は、・・・」という記載であったが、「発生する場合」という文言が削除されている。</p> <p>このため放射性気体(液体)廃棄物が発生しない場合でも放出管理に係る設備の設置及び機能の維持が必要と解釈され、不合理な規制となることから以下の条文に修正すべきである。</p> <p>1. 放射性気体廃棄物または放射性液体廃棄物が発生する場合は、その放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>・「放出物質濃度」とは放出する放射性物質の濃度と考えられるため、以下の通り修正すべきである。</p> <p>「放出物質濃度」→「放出放射性物質濃度」</p>	<p>事業許可において放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生しないことが明確にされている廃棄物埋設施設において、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理に係る措置を保安規定に規定する必要がないことは自明であるため、原案のとおりとします。</p> <p>また、当該規定は放射性廃棄物の放出管理に関する規定であり、「その放出物質濃度」が、放出する放射性物質の濃度を示すことは明確であるため、原案のとおりとします。</p>
2	<p>(第20条第1項第11号)</p> <p>・1. に示す放射線測定器と放射線計測器の違いが分からないため定義を明確にしていきたい。</p> <p>・2. に示す「放射線測定器」は1. の「放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。)」と同一であると考えられるため、1. は以下の表現に修正すべきである。</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量、機能の維持の方法及び使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>前者について、放射線測定器は、放出管理用計測器、放射線計測器、個人線量計等、放射線測定に係る保安活動に用いる機器を指します。</p> <p>後者については、御指摘のとおり、「放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。」を「放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。」に修正します。</p>
3	<p>【意見】</p> <p>「第二種埋設規則第二十条第1項第12号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、貯蔵その他の取り扱い 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること」とされているが、少なくとも現行の第二種廃棄物埋設施設では廃棄物の外廃棄、輸入は考え難いので、該当しない場合は定めなくて良いか。</p> <p>【理由】</p> <p>実施する予定のない行為に対する規定は不要と考えるため。</p>	<p>事業許可において事業所の外への廃棄又は放射性廃棄物の輸入を行わないことが明確にされている第二種廃棄物埋設施設の保安規定では、当該行為に係る内容を規定する必要はありません。</p>
4	<p>【意見】</p> <p>「第二種埋設規則第二十条第1項第12号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、貯蔵その他の取り扱い」とあるが、第二種廃棄物埋設規則の改正案では第1</p>	<p>前段については、御指摘を踏まえ「放射性廃棄物の受入れ、運搬、貯蔵その他の取扱い」を「放射性廃棄物の受入れ、運搬、</p>

	<p>2号は「放射性廃棄物の運搬、廃棄その他取り扱いに関する事」となっており整合させていただきたい。（「貯蔵」は廃棄物管理事業での行為を指すと思われる。）</p> <p>その他にも規則の改正案と保安規定審査基準の各号の番号と内容が整合していない箇所があるため整合させていただきたい。</p> <p>【理由】 整合させていただきたい。</p>	<p>廃棄その他の取扱い」に修正します。</p> <p>後段についても、御指摘のとおり整合させます。</p>
5	<p>【意見】 「第二種埋設規則第二十条第1項第12号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、貯蔵その他の取り扱い 3. 放射性物質の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に掛かる体制が構築されていること」とされているが、埋設規則改正案の第二十条第12号では「放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取り扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関する事」となっており、矛盾している。</p> <p>【理由】 整合させていただきたい。</p>	<p>事業所の外における運搬中に関する行為は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」等において規定しています。このため、第二種埋設規則では事業所の外における運搬に際して必要となる事業所の中における行為に係る体制が構築されていることを保安規定に定めることを求めています。</p> <p>上記のとおり、第二種埋設規則の要求に矛盾は生じていないことから、原案のとおりとします。</p>
6	<p>11頁 12行目 <内容> 保全段階のトレンチ処分施設においては、原子力災害対策特別措置法第15条に規定する緊急事態の発生が想定されない場合は、(新)第20条第1項第13号の「非常の場合に講ずべき措置」の1.～9.の記載について除外できることを明記して頂きたい。</p>	<p>事業許可において原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に相当する事象が発生しないことが明確にされている第二種廃棄物埋設施設の保安規定では、当該措置に係る内容を規定する必要はありません。</p>
7	<p>第20条第1項第14号(2) ・本条は、本基準と同時に意見募集が行われている「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「事業規則」という。）の第十七条の二（設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置）に対する具体的な内容を保安規定に示すための条であると考えます。</p> <p>このため、事業規則の第十七条の二で要求している事項について、保安規定において具体化が図られているかについて審査されるものと考えます。</p> <p>しかし、本審査基準では、事業規則の第十七条の二で要求されていない、要員に対する教育訓練の頻度が審査基準とされているため、不整合が生じていると考えますので、以下のように修文すべきである。</p> <p>→(2)保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。</p> <p>なお、本基準と同時に意見募集が行われている他の例、例えば「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」と「実用発電用原子炉及びその附属施設に</p>	<p>御指摘を踏まえ、「(2) 保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に要員に対する教育訓練は、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。」を「(2) 保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。」に修正します。</p>

	<p>おける発電用原子炉施設保安規定の審査基準」であれば、当該審査基準に「特に重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の機能の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。」となっていますが、当該規則において、「(重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期的に)」との要求があるため、整合は図られていると考えます。</p>	
8	<p>【意見】 「第二種埋設規則第二十条第1項第16号 廃棄物埋設施設の施設管理 3. 廃棄物埋設施設の確認の実施に関することが定められていること」とされており、他の事業において使用前事業者検査や定期事業者検査に関する規定を求めていることとの横並びをとったものと推察するが、第二種埋設事業においては該当する事業者検査はないためこの項目は削除すべき考える。</p> <p>【理由】 廃棄物埋設施設確認は法定確認として規制側が実施する行為であるため、事業者の保安規定に定めるのはふさわしくないと考える。自主検査については使用前事業者検査や定期事業者検査とはグレードが異なり、例えば品質マネジメントシステムで規定（「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」案の第四十八条（機器等の検査）で行う自主検査との位置づけ）すればよいと考える。</p>	<p>御指摘のとおり、当該項目は削除いたします。</p>

2-6. 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>別紙7-8 9頁 改正後欄下から7～6 行目 廃棄物管理規則第34条第1項第10号 1. <内容> 「放射線測定器の使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること」としているが、サーベイメータ等も含め、放射線測定器の使用方法も保安規定に記載し審査の対象とするのか。 具体的な放射線測定器の使用方法は、それぞれの放射線測定器の説明書等を参照するものではないか。</p>	<p>当該規定は、放射線の測定に係る保安活動を行う際に必要となる体制、手順等を保安規定に定めることを求めており、必ずしも、測定器の個別具体的な操作方法等を定めることを求めているものではありません。</p>

2-7. 使用施設等における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム 品質マネジメントシステムに関する詳細な記載は2次文書とし、保安規定ではこの概略を記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>品質マネジメントシステムに係る文書については、その遵守のために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった文書の階層的な体系とし、またその位置付けを保安規定において明確に定めている必要があります。</p>
2	<p>使用規則第2条の12第1項第5号（使用施設等の操作）4 （意見） 「従業員の引継時に実施すべき事項」との記載があるが、「引継」の定義が不明確である。交替勤務等において行なわれる業務の引継ぎのケースや業務所掌を移管する場合の引継が考えられる。後者であると思慮するが、この場合は「従業員」ではなく「組織間」とすべき。また、引継時に実施すべき事項の範囲を明確にすべき。 （理由） 業務の引継ぎは組織から組織（例えばA課からB課）となるものであり、「組織」との記載がふさわしいため。また、保安規定に明記された引継の内容が不明確になってしまうため。</p>	<p>従業員の引継ぎとは、核燃料物質の使用等に必要となる従業員が交替する際に必要となる情報等の伝達を指し、したがって、組織間の業務移管を指しているものではないことから、原案のとおりとします。</p>
3	<p>使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等 「6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。 なお、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。」について、核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）は核燃料物質で汚染されたものと考えてよいでしょうか。その場合、本項は、「6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性廃棄物を除く。）・・・」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）は核燃料物質によって汚染されたものから放射性固体廃棄物を除いたものが該当します。 当該規定は、工場又は事務所の外への運搬に関する行為を定める対象として、別の号で要求している核燃料物質及び放射性固体廃棄物以外のものについて定めることを求めているものであり、また、これらは他のものと併せて定められてもよいことから、原案のとおりとします。</p>
4	<p>使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄 放射性液体廃棄物の運搬もあることから、「1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。」について、「運搬」を削除し、「3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていること。」について、「放射性固体廃棄物」を、液体廃棄物を含むことを示す「放射性廃棄物」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>放射性廃棄物の状態（気体、液体又は固体）の別に応じ、実態に即した規定としていることから、原案のとおりとします。</p>

5	<p>14頁 12行目 < 内容 > 使用規則第2条の12第1項第12号の説明が「非常の場合に採るべき処置」となっているが、同条「非常の場合に講ずべき処置」に合わせ、前者下線部を後者下線部に修正すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「非常の場合に採るべき処置」を「非常の場合に講ずべき処置」に修正します。</p>
6	<p>使用規則第2条の12第1項第16号（技術情報の共有） （意見） メーカーなどの保守点検により報告された情報は、当該使用施設を設置する法人としての機微情報を含むものもあると考えられる。他の使用者との共有には一定の制限を設けるべきであり、「・・・場を活用し、他の使用者と共有（機微情報を含むものは除く）し、・・・」とするべきである。また、類似の事案の共有という観点から、加工事業者や再処理事業者も考えられることから、「使用者等」としてはいかがか。 （理由） 機微情報を有して公開できない内容もあると考えられることから、他の使用者に対して公開する範囲は制限するべきである。また、共有可能な技術情報は、使用者以外にも共有すべきものもあると考えられるため。</p>	<p>前段について、機微情報の定義及び共有する情報の程度については事業者において検討及び設定されるべきものであることから、原案のとおりとします。 後段について、御指摘のとおり、「使用者」を「使用者等」と修正します。</p>

2-8. 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>2. 個々の事項に対する審査 <コメント内容> 試験研究炉は多種多様で、リスクの大小も施設毎に様々です。 保安規定は、施設に応じた必要な管理項目について認可いただくものと認識しますが、現状の記載は施設に拠らず一律に記載事項を求めているように読めます。 記載すべき内容に対して、グレーテッドアプローチの考え方を適用可能であるのなら、その旨、本審査基準に明記すべきではないでしょうか。 それとも、保安規定に記載すべき内容に対しては、グレーテッドアプローチが適用されないのでしょうか。</p>	<p>試験炉規則第15条第2項各号に定める事項は、廃止措置計画に定める廃止措置を確実に実施するため、いずれも保安規定に記載する必要があり、これらの事項の選択や省略はできません。 しかしながら、これらの事項の実施の程度については、設置者が、廃止措置の進捗状況に応じて保安規定に定めるべきものであることは明らかですので、本審査基準の記載は原案のとおりとします。 なお、設置者が保安規定に定めた事項の妥当性については、審査で確認をすることとなります。</p>
2	<p>8頁 左側10行目 <内容> 「廃止措置を行う者に対する保安教育」について、(新)保安規定審査基準のa)が「略」となっているが、略されている(旧)保安規定審査基準のa)が「関係法令及び保安規定に関すること。」となっており、試験炉規則第15条第2項第5号ロ(1)の記載「関係法令及び保安規定の遵守に関すること。」に合わせ、前者を後者に修正すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、「関係法令及び保安規定に関すること」を「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」に修正します。</p>
3	<p>2. 個々の事項に対する審査 <コメント内容> (7)原子炉施設の運転及び利用の安全審査は、廃止措置中なので、運転、利用はないので、記載としては、廃止措置の安全審査ではないかと考える。</p>	<p>第15条第2項第7号は、廃止措置中の原子炉施設の保安及び保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置等に係る要求を規定したものです。御指摘の「運転及び利用」は、廃止措置中の原子炉施設の保安のために必要な設備の運転及び利用を意味しており、誤記ではありません。 よって、原案のとおりとします。</p>
4	<p>2. 個々の事項に対する審査(13) 1) <コメント内容> 運搬の範囲は、事業所外か、事業所内か、それとも、両方のことを示しているのでしょうか。</p>	<p>事業所内を範囲としています。</p>
5	<p>2. 個々の事項に対する審査(17) <コメント内容> 本条について保全計画という言葉は施設管理計画ではないか。</p>	<p>改正案の「2. 個々の事項に対する審査(17) 施設管理」においては「施設管理実施計画」と記載しており、原案のとおりとします。</p>

提出意見とこれに対する考え方

3. 経過措置等に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>(3) 1 オ) <内容> 平成 25 年 11 月 6 日原子力規制庁文書「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」には、施設の適合確認に係る完了日の考え方が示されている。</p> <p>この考え方を踏まえれば、新規制基準への適合確認が完了していない核燃料施設については、全てが「経過措置等(案)」でいう「(新検査制度) 施行日前日において定期施設検査を実施中のもの：施行日において定期事業者検査に移行」に該当する。</p> <p>施設定期検査は、保安規定に規定する年 1 回の施設定期自主検査を実施した上で概ね 1 年ごとのサイクルで受検しており、新検査制度施行日においては、(1)「1 年ごと」の括りの施設定期自主検査を終了している施設 と (2)「1 年ごと」の括りの施設定期自主検査を実施中の施設の 2 パターンが存在する。</p> <p>「経過措置等(案)」に記載されている「(新検査制度) 施行日前日において定期施設検査を実施中のもの：施行日において定期事業者検査に移行」との記載だけでは、前述の 2 パターンに対する具体的な対応が理解しにくいと考えられる。</p> <p>以上のことから、明文化のために下記について追記いただきたい。</p> <p>前述 (1) について、「前回の「1 年ごと」の括りの施設定期検査が終了した日以降 12 月を超えない時期」等適正な定期事業者検査の実施時期について規定。</p> <p>前述 (2) の定期事業者検査への移行に際し、「施設定期検査の申請を定期事業者検査の開始前の報告とみなす」のような経過措置を規定。</p>	<p>前段について、整備規則附則第 3 条第 3 項に規定するとおり、新規制基準に適合していない核燃料施設等については、施行日において定期事業者検査を開始することにします。</p> <p>後段について、整備規則第 6 条第 2 項に規定するとおり、施行日前日において施設定期検査を実施中の者については、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とします。</p>
2	<p>(13)経過措置等 (2)マル2 保安規定の改正事項に係る猶予期間については、施行日から 6 ヶ月以内の申請とされている。</p> <p>しかし、現在、保安規定がない建設中のサイクル施設に対する経過措置は明確になっていない。</p> <p>保安規定の申請は、法体系上、改正法施行前でも可能であると認識している。現行法で保安規定がないサイクル施設が、改正炉規制法施行前に、当該保安措置の改正を踏まえた保安規定を申請する場合においても、審査が実施でき</p>	<p>整備規則附則第 8 条第 1 項及び第 2 項において、保安規定の認可を受けていない建設段階の施設について、施行日から 6 月以内に保安規定の認可申請を求めるとしてあります。</p> <p>また、保安規定の変更認可については、施行日前日においても変更認可申請を受理することとしますが、施行日前日において保安規定の認可を受けていない建設段階の施設については、審査業務量の平準化を図るため、施行日以後に認可申請を受理することとします。</p>

	るよう経過措置を講じて頂く必要がある。	
3	<p>●使用施設のうち政令 41 条非該当の場合は保安規定を有さないため、「従前の保安措置」を講ずることで良い期間は設けられないように見えます。使用許可申請書の記載事項として法律第 52 条第 2 項第 10 号に新たに規定される品質管理体制整備に係る事項は、猶予期間を持った届出であることを踏まえると、使用施設においても「従前の保安措置」を講ずることで良い期間が設けられるべきであると考えます。</p>	<p>整備規則附則第 8 条第 4 項に規定するとおり、政令第 4 1 条非該当の利用者については、保安規定の認可を必要としないものの、核燃料物質の使用等に関する規則に規定する保安措置を講ずる必要があることから、施行日から 6 月までの間は従前の保安措置を講ずることでよいこととします。</p>
4	<p>○別紙 5-10 2～3 ページ</p> <p>【意見】 廃棄物埋設は規則改正等のバックフィットが求められない事業であるため、第二条〔事業許可申請〕、第三条〔事業変更許可申請〕及び第四条〔施設確認申請〕の追加事項について、既許可の施設に対する経過措置を考慮いただきたい。</p> <p>【理由】 当社では事業変更許可申請中であり、今後の審査状況を踏まえた補正時期によっては、新検査制度対応の変更申請との時期的重複が考えられるため。</p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第 2 条及び第 3 条の改正事項については、改正法附則第 5 条第 7 項において、施行日から 3 月以内に品質管理体制の整備に関する事項について届出を行うことが規定されていますので、同法の規定に基づき届出が必要です。</p> <p>同規則第 4 条の改正事項については、施行後に補正申請を行うことが求められます。</p>
5	<p>「新規制基準未適合施設の設置工事認可等については、必要に応じて、今後運用上の取扱いを明確化する」とあるが、この点について以下確認したい。</p> <p>大洗研究所廃棄物管理施設は、供用中（震災以降長期間の施設定期検査中）の既存施設と建設中（増設に係る使用前検査中）の新規施設（OWTF）で構成される。この廃棄物管理施設（新規制基準適合確認に係る事業変更許可は平成 30 年 8 月 22 日取得）に対し、「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」（平成 25 年 11 月 6 日 原子力規制庁）の「2. 施設の種類毎の対応方針」 「(2) 供用中の核燃料施設（ウラン加工施設、使用済燃料再処理施設、廃棄物管理施設）」の図（p.3）に基づき「（新規制基準）適合確認完了は、（新規制基準）施行後初回の施設定期検査の合格をもってなされる。」とされ、「事業許可～設工認～使用前検査に係る手続きは大洗研究所廃棄物管理事業として一本であり、その一本の新規制基準適合確認に係る使用前検査の合格後に改めて廃棄物管理施設の施設定期検査を受検し、それに合格しなければ、新規制基準適合確認を完了したことにはならない。」との解釈となる。この場合、新検査制度移行に当たり、既設施設及び建設中施設で一本の使用前検査は、（新）炉規法の附則第 7 条のとおり「従前の例」による使用前検査との理解でよろしいか。また、その使用前検査合格後の施設定期検査は、（新）定期事業者検査として実施するとの理解でよろしいか。</p>	<p>大洗研究所廃棄物管理施設については、既存施設及び建設中の新規施設（OWTF）ともに、新規制基準適合性確認のための設計及び工事の方法の認可の審査中です。</p> <p>施行日前日までに設計及び工事の方法の認可がされた場合には、改正法附則第 7 条第 1 項の規定により「なお従前の例」による使用前検査の対象となり、既に提出されている使用前検査申請の記載事項の変更の届出で対応することも可能です。</p> <p>施行日以降に設計及び工事の方法の認可がされた場合は、新検査制度により使用前確認の対象となり、改めて使用前確認申請が必要です。</p> <p>具体的な手続等については、個別に面談等で説明します。</p>
6	核燃料物質の使用施設について、2020 年 4 月 1 日以前に変更の許可を受けた施設の工事については、2020 年 4 月 1 日時点の状況として次の 2 通りがある。	核燃料物質の使用施設には設計及び工事の方法の認可の制度がないため、施行日前日まで施設検査申請が行われているもの

	<p>1 変更許可を取得しているが工事に着手していない。</p> <p>2 変更許可を取得し工事にも着手している。</p> <p>使用施設では、設計及び工事の方法の認可の手続きがないことから、法手続き上で工事の開始時期を明記することができない。この場合、使用変更許可を取得したことをもって工事の開始と解釈して、改正法附則による従前の例（施設検査）となるのか。あるいは、実際の工事開始時期に合わせて、事業者が施設検査申請又は使用前確認申請のどちらかを選択すればよいのか。</p> <p>仮に、前者（使用変更許可を取得したこと）をもって工事の開始と解釈する場合、施設検査申請まで長期間を要することも想定されるが、そのような場合でも施設検査で問題ないのか。あるいは、経過措置（移行期間）を設けるのか。</p>	<p>については、改正法附則第7条第1項の規定により「なお従前の例」による施設検査の対象とし、施行日前日までに施設検査申請がされていないものについては、使用前確認が必要です。</p>
7	<p><該当箇所> 2 頁 29 行目</p> <p><内容></p> <p>(新) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の3第1項第2号ハ(1) ii 「燃料体の最高燃焼度」との記載については、(旧)第1条の3第1項第2号ハ(2) v の記載場所が変更となっただけであり、新法施行後に直ちに設置変更許可申請を行う必要は無く、次回の設置変更申請の時に適正化すれば足りると理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、御意見の「記載の適正化」の時期については、施行後の原子炉設置（変更）許可申請に併せて実施するなど、なるべく早期に行うことが望ましいです。</p>
8	<p><該当箇所> 8 頁 22 行目</p> <p><内容></p> <p>(新) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の4第2項の「存続する期間」とは、「廃止措置計画の認可まで」又は「廃止措置の終了確認まで」のどちらか。(加工施設、再処理施設等も同様)</p>	<p>改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第3条の2の4第2項の施設の存続する期間とは、廃止措置の終了確認までを指します。</p>